

平成30年度 行政不服審査法施行状況調査 (国における状況について)

令和2年8月
総務省行政管理局

調査の目的、調査対象団体、調査項目等

<調査の目的>

○ 本調査は、旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた平成30年度における不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握するもの。

<調査対象団体>

- ・ 国の行政機関
- ・ 全ての都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合

<調査対象とした不服申立て>

【調査対象の不服申立て】

- ・ 新法及び旧法に基づく不服申立て(審査請求、再調査の請求、再審査請求 等)

【調査事項】

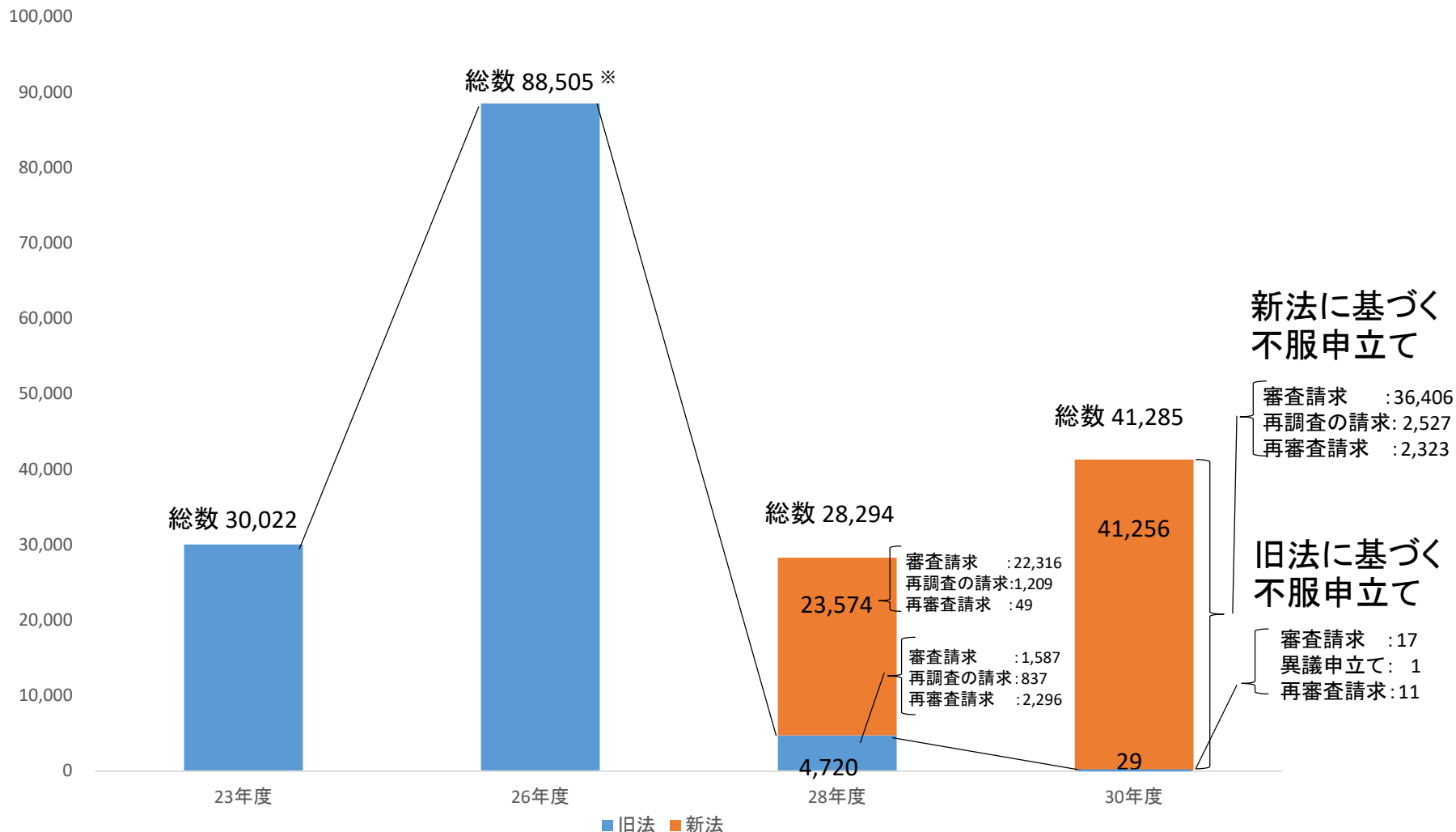
- ・ 裁決・決定の状況
- ・ 処理件数、処理内容(認容、棄却、却下等の別)、処理に要した期間
- ・ 審理員審理件数、行政不服審査会への諮問件数 など

<調査対象期間>

平成30年4月1日から31年3月31日まで(平成31年3月31日現在で把握)

新規不服申立件数の推移

- 新法施行前に行われた処分等については、経過措置により、新法施行後においても、旧法の手続により処理されることとされている。
- 新法施行3年目となる平成30年度においては、概ね新法に基づく不服申立てとなっている。また、新法では審査請求に一元化されたこともあり、約9割が審査請求となっている。



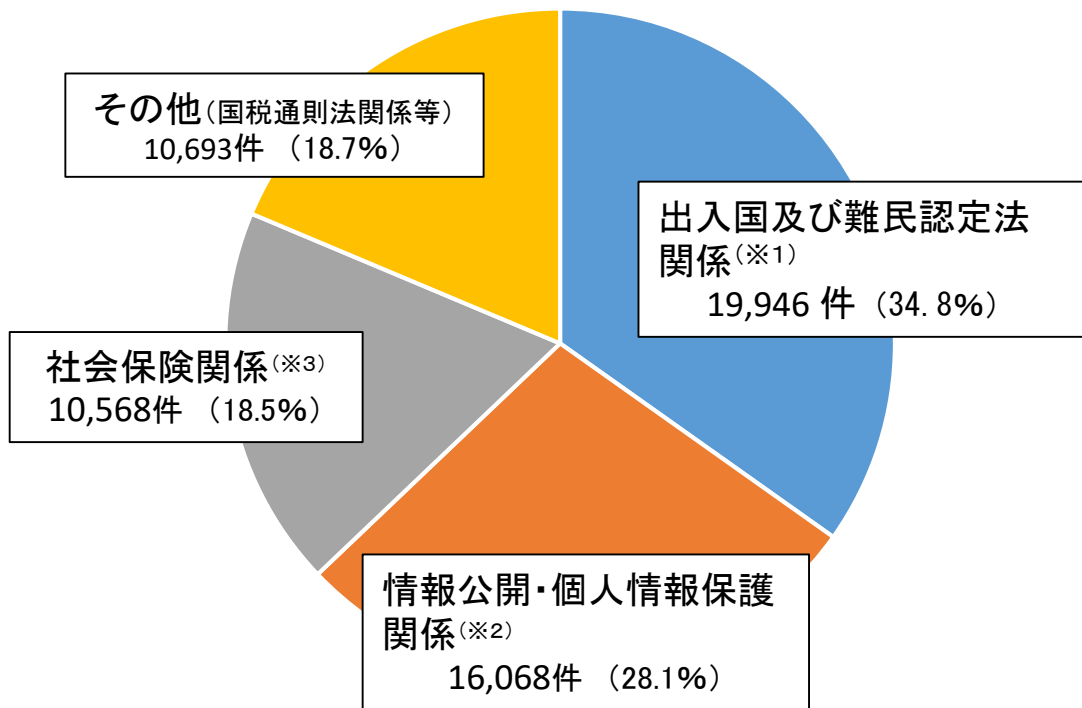
※ 平成26年度については、「公的年金の物価スライド特例措置」の解消に関して多数の不服申立てがあったため。

審査請求の分野別件数

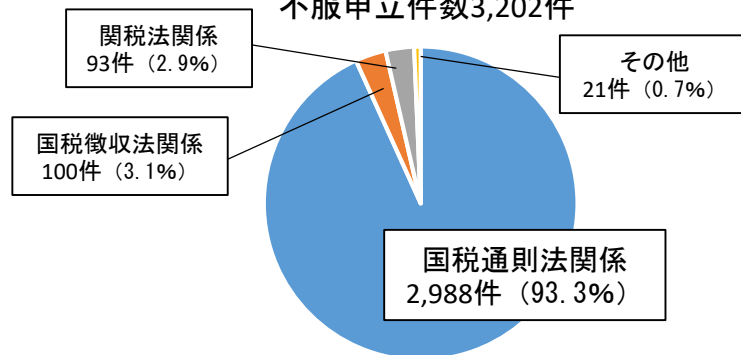
○平成30年度に各府省等において処理すべき不服申立て(新法に基づくもの)は64,109件となっている。その内訳は審査請求57,275件※(89.3%)、再調査の請求3,202件(5.0%)、再審査請求3,632件(5.7%)となっており、案件の分野別件数は以下のとおり。

※一部案件については法を所管する府省等が複数のため重複計上がある。
また、新法施行後は、不服申立ては、審査請求が原則となっている。

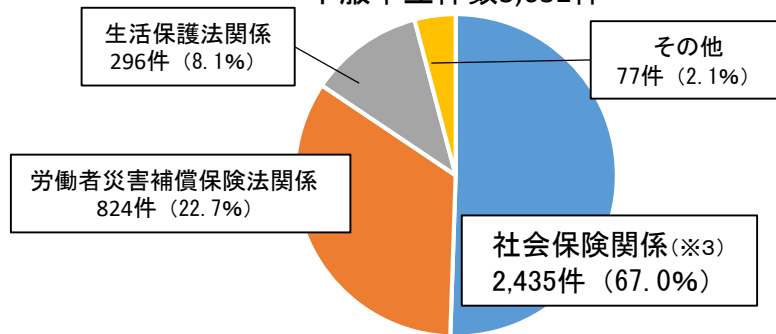
【審査請求】
不服申立件数57,275件



【再調査の請求】
不服申立件数3,202件



【再審査請求】
不服申立件数3,632件



※1 難民認定をしない処分に対する審査請求など。

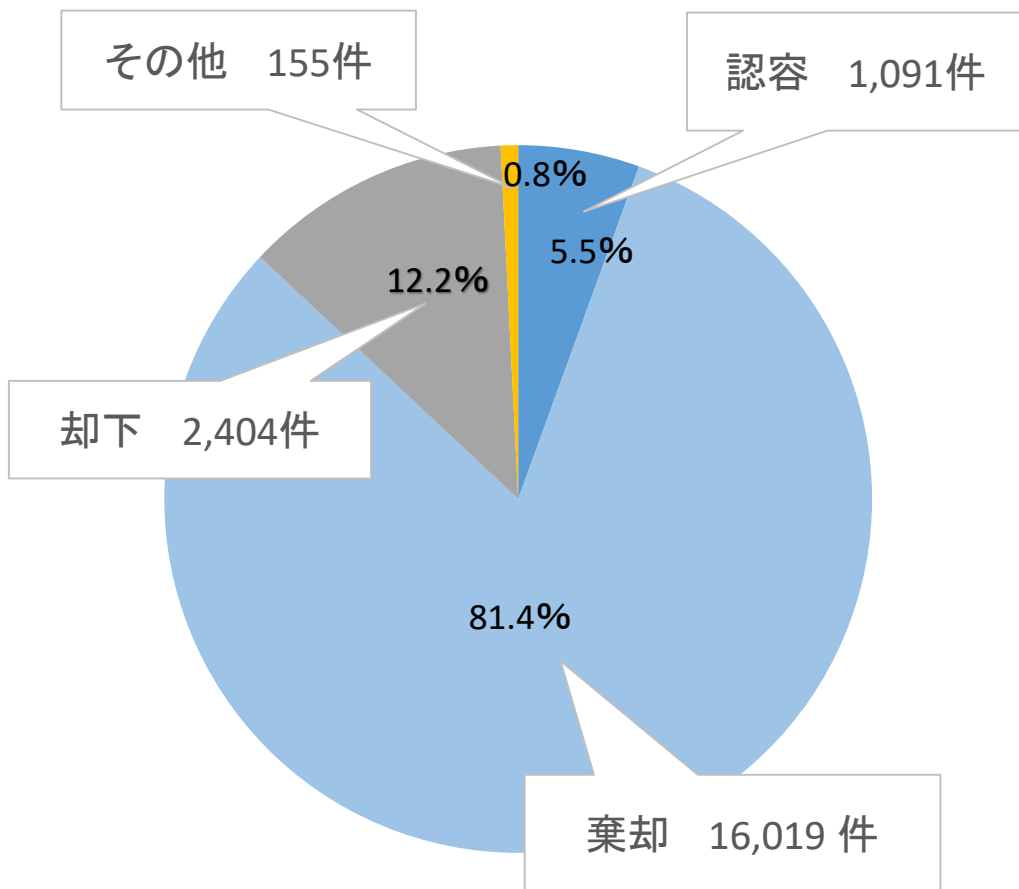
※2 開示請求に対する不開示決定に対する審査請求など。

※3 厚生年金保険法に基づく保険料等の徴収金の賦課に対する審査請求など。

審査請求に対する裁決の内容

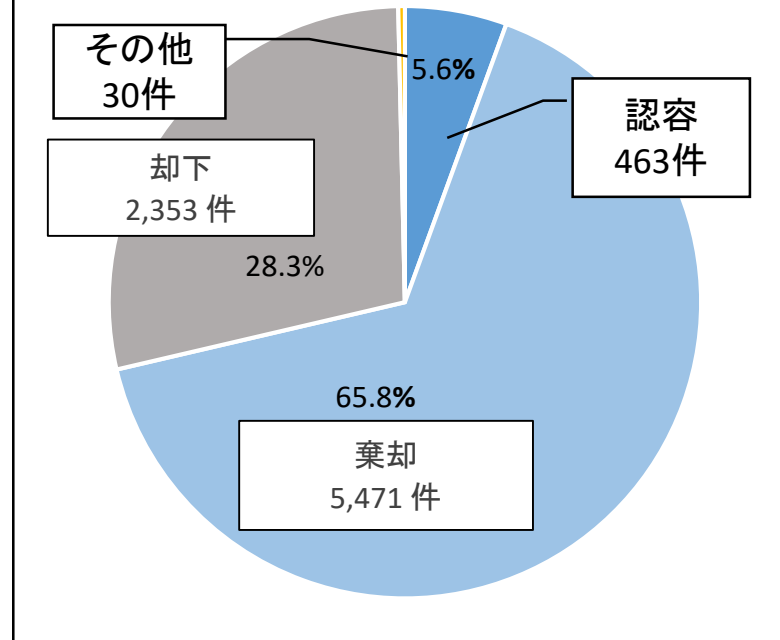
○平成30年度に処理が完了した審査請求19,669件の裁決結果は、棄却16,019件(81.4%)、却下2,404件(12.2%)、認容1,091件(5.5%)となっている。

平成30年度裁決件数19,669件



(参考)

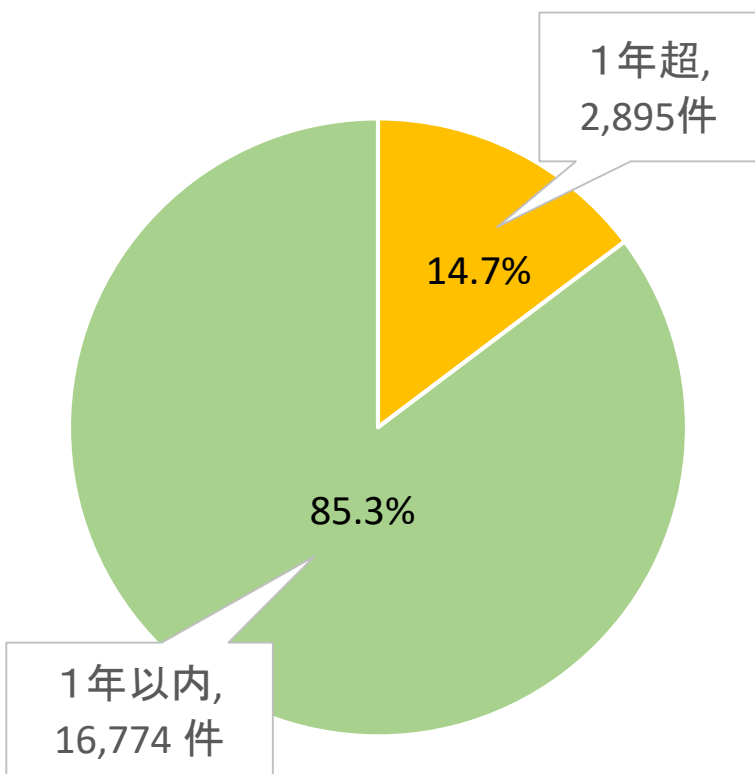
平成28年度裁決件数 8,317件



審査請求に対する処理期間

- 平成30年度に処理が完了した19,669件について、その約85%の案件(16,774件)が1年以内に裁決されており、裁決までに1年以上の長期間を要したものは約15%(2,895件)となっている。
- 調査対象機関の回答では、審査請求に対する処理に長期間を要した1,895件について、長期化の要因として「審査請求を受けて審理員指名までに1月以上を要していること」、「審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上を要していること」等をあげている。

審査請求19,669件の処理期間



長期化要因	件数
審理員指名(審査請求を受けて審理員指名までに1月以上を要しているもの。)	102件
審理員審理(審理員の指名から、審理員意見書の提出までに6月以上を要しているもの。)	96件
諮問手続(審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの。)	17件
答申手続(諮問から答申までに3月以上を要している。)	13件
裁決手続(行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。)	60件
その他	14件

(注)処理期間が1年以上の案件のうち、審理員審理を行った143件についてのものであり、複数回答のため重複あり。